

## 付 議 第 1 号

### 高知県認定こども園条例施行規則の一部を改正する規則議案

高知県認定こども園条例施行規則（平成18年高知県教育委員会規則第16号）の一部を別紙のとおり改正することについて、議決を求めます。

高知県教育委員会事務委任等規則（平成4年教育委員会規則第1号）

第2条 教育委員会は、次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

（3）規則及び訓令を制定し、又は改廃すること。

-----  
**教育委員会規則**  
-----

高知県認定こども園条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年●月●日

高知県教育長 今城 純子

**高知県教育委員会規則第●号**

**高知県認定こども園条例施行規則の一部を改正する規則**

高知県認定こども園条例施行規則（平成18年高知県教育委員会規則第16号）の一部を次のように改正する。

別表の5の(9)中「第33条の10第1項各号」を「第33条の10第1項各号（幼稚園型認定こども園にあっては、学校教育法第28条第2項において準用する法第27条の2第1項各号）」に改める。

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。

高知県教育委員会規則

◎高知県認定こども園条例施行規則の一部を改正する規則

改正後	改正前
<p>○高知県認定こども園条例施行規則 平成18年12月28日教育委員会規則第16号 (連携型外認定こども園における教育及び保育の内容の基準)</p> <p>第11条 条例別表4の(2)の教育委員会規則で定める基準は、別表に定めるとおりとする。</p> <p>別表(第11条関係) 連携型外認定こども園の認定の基準のうち連携型外認定こども園における教育及び保育の内容の基準</p> <p>1～4 略</p> <p>5 日々の教育及び保育の指導における留意点 連携型外認定こども園における日々の教育及び保育の指導に際しては、次に掲げる事項に留意しなければならない。</p> <p>(1)～(8) 略</p> <p>(9) 連携型外認定こども園の職員は、当該連携型外認定こども園の子どもに対し、児童福祉法(昭和22年法律第164号) <u>第33条の10第1項各号(幼稚園型認定こども園にあっては、学校教育法第28条第2項において準用する法第27条の2第1項各号)</u> に掲げる行為その他当該子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならないこと。</p> <p>(10)・(11) 略</p> <p>6 略</p>	<p>○高知県認定こども園条例施行規則 平成18年12月28日教育委員会規則第16号 (連携型外認定こども園における教育及び保育の内容の基準)</p> <p>第11条 条例別表4の(2)の教育委員会規則で定める基準は、別表に定めるとおりとする。</p> <p>別表(第11条関係) 連携型外認定こども園の認定の基準のうち連携型外認定こども園における教育及び保育の内容の基準</p> <p>1～4 略</p> <p>5 日々の教育及び保育の指導における留意点 連携型外認定こども園における日々の教育及び保育の指導に際しては、次に掲げる事項に留意しなければならない。</p> <p>(1)～(8) 略</p> <p>(9) 連携型外認定こども園の職員は、当該連携型外認定こども園の子どもに対し、児童福祉法(昭和22年法律第164号) <u>第33条の10第1項各号</u> に掲げる行為その他当該子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならないこと。</p> <p>(10)・(11) 略</p> <p>6 略</p>

認定こども園 4 類型

	類型	法的性格	運営基準
認定 幼 保 連 携 型 こ ど も 園	● 幼保連携型 認定こども園	学校かつ 児童福祉施設  <div style="display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px;">幼稚園</div> <span style="margin: 0 10px;">+</span> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px;">保育所</div> </div> 根拠法：認定こども園法	・ 認定こども園条例
連 携 型 外 認 定 こ ど も 園	● 幼稚園型 認定こども園	学校  <div style="display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px;">幼稚園</div> <span style="margin: 0 10px;">+</span> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px;">保育所機能</div> </div> 根拠法：学校教育法	・ 認定こども園条例 ・ 認定こども園条例施行規則 (虐待等の禁止については認定こども園条例施行規則に規定)
	● 保育所型 認定こども園	児童福祉施設  <div style="display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px;">幼稚園機能</div> <span style="margin: 0 10px;">+</span> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px;">保育所</div> </div> 根拠法：児童福祉法	
	● 地方裁量型 認定こども園	幼稚園機能 保育所機能  <div style="display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px;">幼稚園機能</div> <span style="margin: 0 10px;">+</span> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px;">保育所機能</div> </div>	

  認可
   認可外